

## 「入札契約に関する車座会議」の回答に関する進捗状況（意見との対比版）

内は進捗状況を示す。◎対応完了 ○対応実施中 ●対応不要 △予定あり未実施 ▲未対応

No.	回答を必要とする意見	市長の考え方
議題 1	予定価格の公表時期について	21 年度中に決定したい。 * 基本的には平成 22 年度から事後公表で考えている。
	◎平成 22 年度当初から原則、事後公表としました。	
(2) ①	落札後 3 日ほどの設計違算の確認期間を設けてほしい。	21 年度中に決定したい。 * 現在、その必要性を検討しているが明確な方向性をもっていない。
	◎平成 22 年度当初から固定額型最低制限価格の入札案件について、入札書送付期限直後に入札公告のサイトに金入り設計書（本工事内訳書・内訳書）を掲示しています。掲示は木曜午後、開札は金曜に行い落札決定は翌火曜日とするので、確認期間は概ね 4 日間です。	
②	ア 経費等情報、特単表・材料表を表示（建築の場合は図面上に） イ 指定仮設等の一式計上を止め、数量表示する ウ 設計条件を明示してほしい。	ア・イ 土木系と建築系では契約形態（数量契約・一式契約）が異なるが、図面上又は数量内訳書等で参考を含め、22 年度から順次表示していきたい。 ウ 現在も施工条件明示形式で公表しているが、実情に合わせた内容に整備し、統一的に行うよう徹底していきたい。
	＜ア・イ＞ ▲未対応 ＜ウ＞ ◎平成 22 年度当初から全工事案件に施工条件明示書の添付を義務付けました。	
③	横須賀市独自の単価や、もっと細かい歩掛りを公表してほしい。	公表の方向で検討中。ただし、一式工事における公表に可否や部局間の調整を要するので 1~2 年程度の期間が必要。
	○固定額型の入札案件について、公告時に単価等を公表（共通単価表、市独自の単価・歩掛り）しています。	
④	ア 電気工事などでの一式表示をやめて、数量を提示してほしい。 イ それが困難であれば、A2 以上の図面にしてほしい。	ア 可能な限り一式表示を改め、前記②同様の対応としたい。 イ 22 年度早期に設計図書をダウンロードにより取得できるようにするので、拡大表示が可能になる。
	◎平成 22 年度当初からダウンロードできるようにしました。（販売も併用）	
⑤	設計ではガードマンの人数が明記されていない。これを事前に公表してほしい。	22 年度当初から施工条件明示書で明示したい。
	◎平成 22 年度当初から全工事案件に施工条件明示書の添付を義務付けました。	
⑥	設計図書の入手については、コピー業者からの購入ではなく、インターネットでダウンロードができるようにしてほしい。	22 年度早期にダウンロード方式を基本に実施したい。また、購入についても引き続き実施したい。
	◎平成 22 年度当初からダウンロードできるようにしました。（販売も併用）	

⑦	市のレベルでは非常に細かい単価が発生することが多々あり、これを全て公表するのは難しいと思う。疑問に思った単価があれば質問をするので、質問者には回答してほしい。	非公表の単価について公平性の観点から回答することはできない。また、質問に対する回答は全参加者に行う方向で考えている。
◎平成 22 年度当初から質問書提出期限の翌々日に全質問回答を入札公告のサイトで公開しています。		
⑧	独自の単価は、その施工場所の地域にある業者から見積を徴してほしい。	原則は、そのようにしている。ただし、メーカーが製作販売する場合等は遠隔地になることをご理解していただきたい。
●対応はありません。		
⑨	設計単価と現実単価の開きが大きいと思うがこれを改善してほしい。	国（省庁ごと）、県の設計積算上のルールに準拠して行っているため、設計額全体では大きな差はないと考えている。
●対応はありません。		
議題 2	神奈川方式を参考にした最低制限価格の導入について	22 年度から市内事業者限定の入札に導入したい。 * 国の低入札調査基準価格を基に県の制度を参考に検討している。 * 最低制限価格は、経済情勢等により異なるが、概ね 80%~85%を目安としている。 * 市内事業者以外が参加できる入札は、現行の平均額型最低制限価格を引き続き使用する。 * 工事委託は固定型、一般委託は平均額型を使用する。
○平成 22 年度から市内限定発注の一部に固定額型を採用しました。当面は平均額型と併用しますが概ね 1~2 年で固定額型に完全移行する予定です。 固定額型は設計金額 80%から 84%を標準としています。（工事によっては標準外の率もあります。）		
(6) ①	積算の細部まで公表してほしい。	議題 1-③と同じ
②	価格漏洩に関する対策	* 全庁的に厳正管理を徹底する。 * 官民の接触を極力排除し、職員の倫理研修を行いたい。 * 22 年 4 月に談合賠償金の増額、指名停止期間の延長を予定している。
◎平成 22 年 4 月 1 日から契約金額の 15%を 20%に引き上げるよう契約規則を改正しました。 また、指名停止の重要性が高まったことから「工事請負業者指名停止要綱」を廃止し、新たに「工事請負業者指名停止規則」を制定しました。 規則では、指名停止期間を大幅に延長し、かつ、新しい措置基準を設けました。		
③	設計違算に関する対応	21 年度中に違算があった場合の入札結果等取扱基準を制定したい。
◎平成 22 年 4 月 1 日から「設計違算に関する事務取扱要綱」を制定し、違算が判明した時期ごとの対応を明確にしました。		
(8) ①	最低制限価格を設定する理由	不当廉売の防止が本来の目的であるが、現状では、当面、過度な競争を抑制する目的を持つと考えている。
●対応はありません。		

議題3	入札参加資格にランク制導入について	<p>工事成績条件を優先するためランク制の採用は見送る。</p> <p>* 工事成績条件がランクの役割を果たしていて、事業者からもこの評価が高い。</p> <p>* 工事成績条件とランク制を並立しない前提では、談合を誘発する危険性があるランク制の採用は避けたい。</p>
	●対応はありません。	
(5) ①	過度の競争状態を緩和する方策	22年度から最低制限価格の算定方式を引き上げる方向で見直したい。
	◎平成22年度当初からの固定額型の採用に伴い、これと並行して行う平均額型の入札書採用割合を8割に引き上げました。	
②	専門業者の育成策	工事成績条件付き入札で対応したい。
	●対応はありません。	
③	会社規模や建設機械の所有など施工能力に応じた方策	災害協力事業者向けの入札で対応している。
	●対応はありません。	
議題4	工事成績条件付き入札について	<p>23年10月までを目途に工事成績条件付き入札の拡充を図りたい</p> <p>* 実施件数割合7割を8割から9割に拡大し、上位成績点の入札件数の割合を高める。</p> <p>* 実績を持たない事業者の参加機会を拡大する。</p>
	○平成22年度から従来の7割を7.5割に拡大しました。今後は実績を持たない事業者の参加拡大ができるようシステムを改修し、実施割合を8割から9割に拡大する予定です。	
(2) ①	ランク制との併用の可能性	ランク付けにあたっては、工事成績点が重要な項目になるため、工事成績条件付き入札との併用は考えられない。
	●対応はありません。	
②	業種別の平均成績点としてほしい。	発注件数が減少する傾向にあることから、業種別の平均点にした場合、実績なしの事業者が増大することが予想されるため、業種別の平均成績点は採用しない。
	●対応はありません。	
③	5年前の成績が削除されると実績がなくなってしまうので救済策がほしい。	現状では、成績条件付き入札には参加できないが、23年10月までを目途に、現状での72点クラスまで入札参加できるよう、引き上げる方向で検討したい。
	△実績を持たない事業者の参加を拡大できるようにシステムを改修する予定です。(予算が確保でき次第)	
議題5	その他の入札制度について	
	(1) ①	<p>造園業に関する一般委託入札で落札率が30%になるような事例がいくつもあるので、救済してほしい。</p> <p>22年度末までに市内事業者向けの一般委託に関して、落札状況を勘案して、緩和措置をとりたい。</p> <p>* 対象業種は、屋外清掃、建物清掃、有人警備、剪定伐採の4業種を対象とする。</p>
◎平成22年7月から市内事業者に限定する入札で落札率の低い2業種(剪定・樹木伐採、屋外清掃)について、平均額型における入札書採用割合を引き上げる。 また、緊急経済対策により実施中の調整率90%(通常期85%)の措置は、緊急経済対策終了後も引き続き実施します。(通常期を90%に改正)		

②	入札での質問は、入札に参加する全業者に公開してほしい。	22年度末までに対応したい。
◎平成22年度当初から質問書提出期限の翌々日に全質問を入札公告のサイトで公開しています。		
③	大規模工事は、市内業者へ配慮してほしい。	JVの構成員には市内事業者を必須とし、単体企業には市内下請負40%条件を付している。また、建築工事ではできる限り電気、機械などを分割発注で行っている。さらに緊急経済対策では港湾のブロック制作工事も市内向けに分割するなど、そのように取り組んでいる。
●新たに対応する予定はありません。		
④	市内業者の受注機会を増やしてほしい。	これからも市内事業者を最優先に考えています。
●今後も市内事業者を優先していきます。		